

北川村シカ被害対策推進協定書

安芸森林管理署

北川村

北川村シカ被害対策推進協定書

安芸森林管理署（以下「甲」と称す）、北川村（以下「乙」と称す）は、北川村におけるシカ被害軽減対策（以下「シカ被害対策」と称す）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 北川村におけるシカ被害対策推進のために、甲、乙は対等の立場で、それぞれの責務を果たすとともに協力体制を構築することにより、農林業被害及び生態系被害の防止を促進する。

（捕獲方法及び対象区域）

第2条 この協定によるシカ被害対策の捕獲方法及び対象区域は以下のとおりとする。

捕獲方法は「箱わな、囲いわな、くくりわな」とし、区域については別表及び別添位置図に示す北川村内の国有林とする。また、国有林周辺の民有林及び農地にシカの被害が認められる場合は「くくりわな」について、国有林と隣接した民有林においても実施できるものとする。

（責務）

第3条 第1条に規定する責務を以下のとおりとする。

- 一 甲は、被害対策に必要な「箱わな、囲いわな、くくりわな」を乙に貸与するものとする。
- 二 乙は「箱わな、囲いわな、くくりわな」の管理（簡易な補修を含む）、巡視、給餌を行うものとする。
- 三 乙は国有林内での捕獲については別添1により甲に報告を行うものとする。
- 四 甲及び乙は捕獲に関する情報交換を行い、甲は乙が捕獲を実施する場合は安全確保のための指導を乙へ行うものとする。
- 五 乙は捕獲頭数について、別添4により甲に毎月報告を行うものとする。

（「箱わな、囲いわな、くくりわな」の貸与等）

第4条 本協定に基づく、「箱わな、囲いわな、くくりわな」の貸与について、甲、乙で設置場所等を協議（設置場所の変更を含む）のうえ貸与する。なお、乙は別添2の借用書を提出することとする。また、甲は借用書を受理し別添3の貸付物品承認書を乙に交付するものとする。

（国有林への入林手続き等）

第5条 本協定に基づく国有林内への入林については入林届の提出は必要としない。

(シカの捕獲及び処理)

第6条 シカの捕獲及び処理については、乙の責任において安全かつ適切に処理するものとする。

(安全の確保及び責任体制)

第7条 外部等からの入林者及び国有林内での作業者等の安全確保のために、甲は、乙へ入林禁止箇所等の情報を提供することとする。

2 乙はシカ被害対策実施において、必要な標識を設置するとともに事故の未然防止について会員を指導する。止め指し等に銃器を使用する場合は、乙は別添5の銃器使用者名簿を甲へ提出する。なお、銃器の使用は日曜日に限定し事故防止を図ることとする。

3 林道等の使用にあたっては、事故などの未然防止に努め、万一事故などが発生しても甲の責に帰さないものとする。

(協定の解除)

第8条 甲は、対象区域におけるシカ被害対策の理由が消滅したと認める時は、乙に対して協議の上、本協定を解除できるものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定に基づくシカ被害対策は有害鳥獣捕獲期間及び狩猟期間とする。

2 甲、乙が本協定の変更等に関し、特段の意志表示をしない場合には、本協定は毎年更新(4月1日から3月31日)されるものとする。

(その他)

第10条 本協定の変更が生じた場合及び本協定に定められていない事項については、その都度甲乙で協議のうえ決定するものとする。

以上、各協定者押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 安芸森林管理署長

三好 誠司

印

乙 北川村長

上村 誠



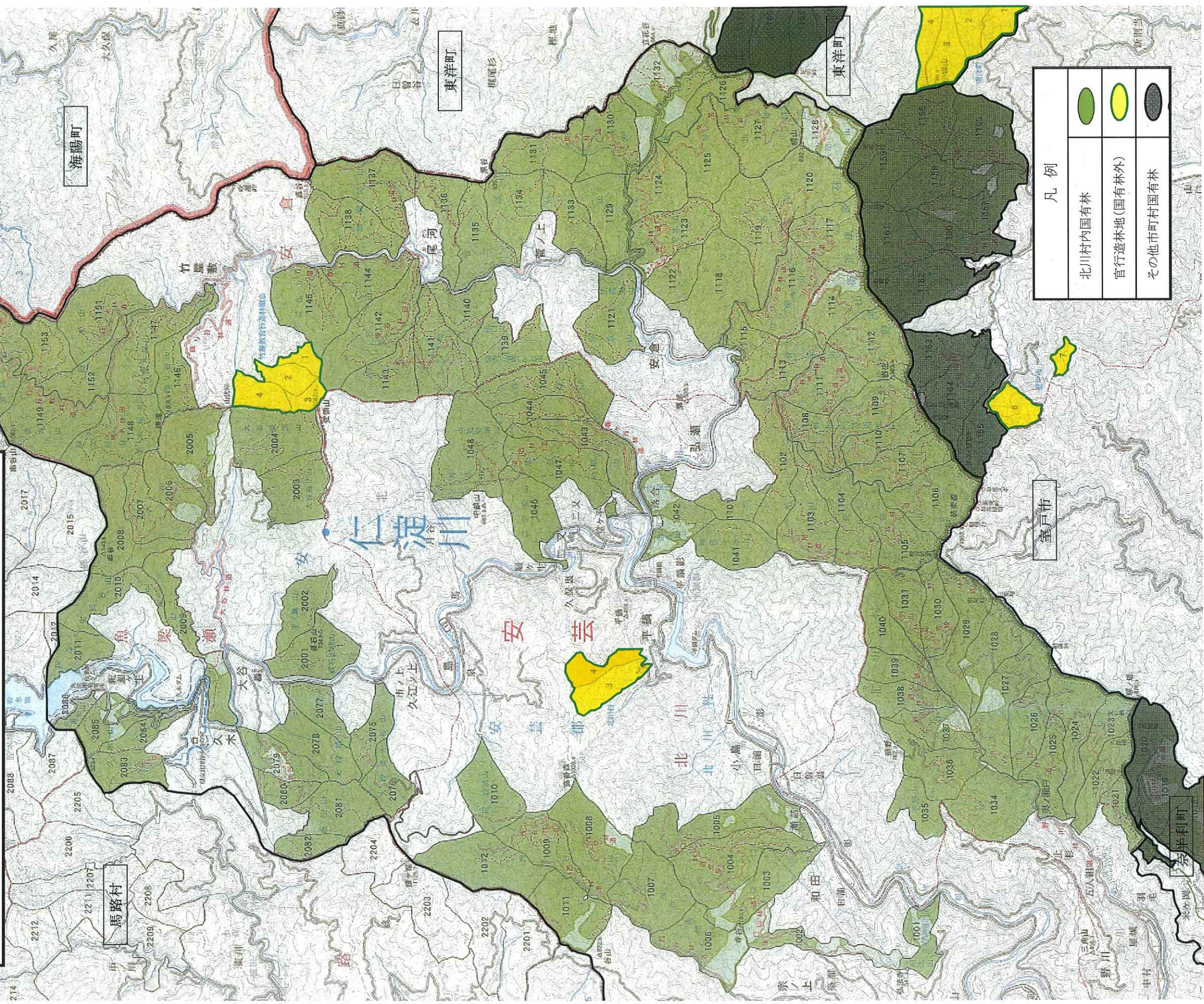
別表

北川村シカ被害対策推進協定実施対象区域

森林事務所	市町村名	大字	国 有 林 名	林 班	森林事務所	市町村名	大字	国 有 林 名	林 班
北川	北川村	柏木	柏木山	1001い	安倉	北川村	竹屋敷	熊剥山	1149
	"	柏木	貸地山	1001ろ		"	"	瀬戸ヶ谷山	1150・1154
	"	和田	立原西地留添山	1001は・に・と・ち		"	"	桎ノ木山	1151～1153
	"	"	後口山	1002～1005	魚梁瀬	北川村	久江ノ上	昼石影地山	2001は・に
	"	宗ノ上	西谷川東地山	1006～1007		"	久木	平瀬山	2001い・ろ・2002
	"	"	西谷山	1008・1009・1011～1012		"	"	大谷鹿伏山	2003
	"	嶋	揚ヶ谷繞山	1010		"	"	大谷受領山	2004
野友	北川村	野川	野川山	1021～1031・1034・1036～1040		"	"	大谷山	2005～2008
	北川村	和田	平野山	1035		"	"	中尾山	2009・2010い・に
北川	北川村	平鍋	風呂ノ谷山	1041		"	"	釈迦ヶ生郷谷山	2010～2011
	"	"	落合山	1042い・ろ・と・ち・る		北川村	久江ノ上	大段徳ヶ谷山	2075～2076
	"	弘瀬	土ヶ尾山	1042は1～3・へ・ほ・り・ぬ・わ・か・り		"	久木	大段繞山	2077～2078
	"	二タ股	落合中畝山	1043・1047		"	"	析谷山	2079～2082
	"	弘瀬	春ヶ谷山	1044・1045		"	"	久木山	2083～2085
	"	二タ股	二タ股山	1046		"	"	片甫木山	2086
	"	嶋	月谷山	1048は・ほ3					
	"	"	中島受領山	1048い・ろ・に・ほ1～2					
	"	弘瀬	土ヶ尾山	1101～1103					
	"	"	蛇谷山	1104～1107					
	"	安倉	野根山大道北山	1108～1110					
	"	"	昔当山	1111～1114					
安倉	北川村	安倉	グドウジ影平山	1115～1117					
	"	"	グドウジ谷山	1118～1120					
	"	"	安倉山	1121い・ろ1・11～13・に・と・ち・り					
	"	"	杭ノ真向山	1121ろ2・3・は・ほ・へ					
	"	"	笠木山	1122～1123					
	"	"	矢筈谷山	1124～1127・1129～1130・1132					
	北川村	菅ノ上	影地山	1131・1133～1136					
	"	"	躑躅尾山	1137～1138					
	"	"	頭向元瀬戸ヶ谷山	1139					
	"	"	後口山	1139は					
	"	"	臼ノ地山	1140～1141					
	"	"	笹谷山	1142～1144					
	"	竹屋敷	荒僧山	1145					
	"	"	曲り谷山	1146					
	"	"	川原木屋山	1147					
	"	"	流木屋山	1148					
	"	"	新次郎山	1148～1149					

北川村内国有林におけるシカ被害対策推進協定箇所位置図

北川村地区



二ホシカ捕獲從事者名簿

[illegible]

上 品 の 花 壇 土

平成 年 月 日

所名
住氏

显

別添 2

平成 年 月 日

安芸森林管理署長 殿

北川村長 上村 誠 印

借 用 書

「北川村シカ被害対策推進協定書」に基づき貴署で保有する「箱わな・囲いわな・くくりわな」を下記のとおり借用いたします。

記

- 1 貸付器具、数量
箱わな○基、囲いわな○基、くくりわな○基
- 2 配布品
 - ① 補修糸、補修部品
 - ② ヘイキューブ（囲いわな 1 基につき月 1 袋を上限とする）
- 3 設置場所
北川村内の国有林、北川村内の国有林と隣接した民有林
※入林禁止区域を除く
- 4 借用期間
借用書記載日～平成 31 年 3 月 31 日まで
（但し、協定第 9 条により次年度以降も協定が続く場合はその期間）
- 5 その他
協定が終了した場合は配布品の残を含め速やかに返納します。

別添 3

平成 年 月 日

北川村長 上村 誠 殿

安芸森林管理署長

貸付物品承認書

平成 年 月 日付けにより提出のあった「北川村シカ被害対策推進協定書」の「箱わな・囲いわな・くくりわな」の貸付について、下記により承諾しますので通知します。

記

- 1 貸付器具、数量
箱わな〇基、囲いわな〇基、くくりわな〇〇基
- 2 配布品
 - ① 補修糸、補修部品
 - ② ヘイキューブ（囲いわな 1 基につき月 1 袋を上限とする）
- 3 設置場所
北川村内の国有林、北川村内の国有林と隣接した民有林
※入林禁止区域を除く
- 4 借用期間
平成 年 月 日～平成 31 年 3 月 31 日まで
（但し、協定第 9 条により次年度以降も協定が続く場合はその期間）
- 5 その他
協定期間における貸付は無償とします。
協定が終了した場合は配布品の残を含め速やかに返納願います。

別添 4

北川村シカ被害対策推進協定によるシカ捕獲報告書

安芸森林管理署長 殿

平成 年 月 日

北川村役場

〇〇 〇〇 〇〇

「北川村シカ被害対策推進協定書」に基づき捕獲したシカの頭数等について、下記のとおり報告します。

記

(月分)

捕獲場所 (わなNo)			国有林捕獲頭数										場所	罾NO,					
捕獲日														計					
捕獲頭数	親	雄																	
		雌																	
	子	雄																	
		雌																	
	計																		
その他			民有林捕獲頭数											雄	頭	雌	頭	計	頭

捕獲場所（わなNo）												
捕獲日												計
捕獲頭数	親	雄										
		雌										
	子	雄										
		雌										
	計											
その他			民有林捕獲頭数 雄 頭 雌 頭 計 頭									

※ その他の欄には、特記すべき事項があればご記入下さい。
翌月の5日頃までに報告してください。(FAX・電話報告可)
安芸森林管理署 TEL 0887-34-3145
FAX 0887-34-3147

